

平成24年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等（概要版）

平成25年6月7日
中小企業庁

中小企業庁では、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護することを目的として下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）に基づき厳正に対処しています。また、下請代金法違反の未然防止策や下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守等を通じて、下請取引の適正化を図っています。平成24年度における取締り及び取組の状況は、以下のとおりです。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 中小企業庁から公正取引委員会への措置請求

中小企業庁から公正取引委員会への措置請求は、平成24年度は1件（平成23年度4件）でした。

(2) 指導文書の発出、改善指導の実施

違反行為の取締りのため、平成24年度は中小企業庁として親・下請事業者に対し書面調査を約27万件実施しました。このうち、違反のおそれのある親事業者に対し、立入検査の実施や指導文書を発出することにより改善指導を行いました。

	対親・下請事業者書面調査数	対親事業者			
		書面調査数	指導文書発出企業数	立入検査等企業数	改善指導措置企業数(措置件数)
平成24年度	269,785	45,127	9,011	1,158	1,036(1)
平成23年度	250,098	45,074	9,712	1,319	1,194(4)

(3) 禁止行為違反（4条違反）の内訳

下請代金の支払遅延、減額が多く、両者が全体の約77%を占めています。

受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったとき	利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	合計
10	396	312	21	31	6	0	32	90	11	9	918
1.1%	43.1%	34.0%	2.3%	3.4%	0.7%	-	3.5%	9.8%	1.1%	1.0%	100.0%

(4) 減額した下請代金の返還及び支払遅延利息の支払状況

親事業者289社に対し、総額約12.9億円の下請事業者への返還を指導しました。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
返還額	1,021 百万円	699 百万円	1,294 百万円
親事業者数	396 社	305 社	289 社

(5) 特別事情聴取等の実施

累犯等の**親事業者23社の役員等に対し、中小企業庁及び経済産業局の幹部等が違反の理由や社内体制の状況等について特別事情聴取を実施**するとともに、再犯防止策の取組状況を確認しました。

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

企業間取引に関する各種相談に対応するため、都道府県の協力の下、全国合計 48 箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、**相談員による相談の受付 4,931 件（平成 23 年度 4,179 件）、弁護士による無料相談の受付 751 件（同 610 件）及び裁判外紛争解決手続（ADR）の調停申立 30 件（同 25 件）を受理しました。**

	下請代金法	建設業関係	運送業関係	その他	合 計
平成 24 年度	885	1,293	175	2,578	4,931
平成 23 年度	925	1,021	148	2,085	4,179

3. 事業者団体、経営者等に対する下請代金法セミナー

(1) 下請代金法講習会・セミナー

下請代金法にかかる講習会を 104 回開催し、13,328 名が参加しました。

また、11 月を「下請取引適正化推進月間」として全都道府県で **61 回の講習会を開催し、7,805 名**が参加し、法令遵守の徹底など下請取引の適正化について周知しました。

(2) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2012

下請取引の適正化を図るため、**下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2012を全国 8 会場において開催し、1,367 名が参加**しました。シンポジウムでは、下請代金法等に関する基調講演、コンプライアンス強化と望ましい社内体制のあり方をテーマにパネルディスカッションを実施しました。セミナーでは、親事業者の法務部等の代表者による下請取引の適正化の取組事例の紹介が行われました。

4. 下請取引の適正化等に係る通達の発出

平成 24 年 4 月、**親事業者約 2.2 万社**に対して、電気料金の上昇及び原材料価格の上昇等に伴う負担の増加について、下請中小企業に一方的にしわ寄せすることなく適正な転嫁が可能となるよう、下請代金法を遵守すること等を要請しました。

また、平成 24 年 11 月、**親事業者約 3.3 万社及び関係事業者団体 645 団体**に対して、下請代金法の遵守及び下請取引の適正化等を図ることを、経済産業大臣と公正取引委員会委員長代理委員との連名で要請するとともに、下請中小企業振興法の振興基準を遵守し、下請事業者への配慮等を行うよう、**関係事業者団体 745 団体**に対し、経済産業大臣又は経済産業大臣と主務大臣の連名等で要請しました。

5. 下請ガイドラインの改訂・普及啓発

(1) 下請ガイドラインの策定

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するため、16 業種*で策定した下請ガイドラインについて、中小企業庁 Web サイト上で公表しています。

※①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建材・住宅設備、⑨建設業、⑩トラック運送業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・紙加工品、⑮印刷 ⑯アニメーション制作業 (H25 年 4 月策定)

(2) 下請ガイドラインの普及・啓発

15 業種の下請ガイドライン説明会を全国合計 **216 回開催し、6,205 名が参加**しました。

説明会では、下請代金法や独占禁止法の概要、業種における問題となる取引慣行事例、親事業者と下請事業者の望ましい取引事例等の説明を行っています。

(「アニメーション制作業」は平成 25 年 4 月に新規策定したものであり、平成 24 年度の説明会は 15 業種)

6. その他

(1) 下請取引コンプライアンス・プログラムの公表

下請代金法の遵守に向けた社内体制の整備等の促進を図るため、「**下請取引コンプライアンス・プログラムで競争力をつける！～社内体制整備のすすめ～**」を**中小企業庁Webサイト上で公開**しています。

(URL) http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/110516comp_topix.htm

(2) Webセミナー動画の配信

下請代金法のセミナーをいつでも無料で御覧いただけるよう、**(公財)全国中小企**

業取引振興協会の Web サイト上で動画を配信しています。

(URL) <http://zenkyo.or.jp/seminar/index.htm>